

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委 託 業 務 番 号	令和3年度 長商第297号
委 託 業 務 名 称	長浜市新時代開拓支援事業補助金受付審査等業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	<p>「長浜市新時代開拓支援事業補助金」の事務の一部を委託することで、迅速かつ正確な補助金交付を行うことを目的とする。</p> <p>【業務内容】</p> <p>(1)問い合わせ等対応、(2)事業者向け説明会の開催、(3)電子申請サポート、(4)申請受付、形式審査、(5)受付状況等の報告、(6)受付データの出力、管理、書類等の保管、(7)市への書類送付、(8)予備審査、資料作成、(9)検査業務、(10)事業実施報告書の作成、(11)極めて将来性の高い事業所・取組の発掘及び付加価値額の向上等に向けた支援の実施</p>
履 行 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契 約 年 月 日	令和4年3月11日(変更契約日:令和4年6月28日)
契 約 額 (税 込)	11, 000, 000円
契 約 の 相 手 方	<p>[所在地又は住所] 長浜市高田町12番34号</p> <p>[商号又は名称] 一般社団法人長浜ビジネスサポート協議会</p>
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>本委託業務は、事業所が実施する事業内容の理解や予備審査、完了検査に加え、極めて将来性の高い事業所の発掘・支援も含まれており、一定の知識や経験、他機関との連携が必要となる。</p> <p>同協議会は、市内産業界を含有した市内で唯一の産官学金連携を実現している団体であり、委託業務が効果的かつ円滑に行えることが見込まれるため、随意契約を締結する。</p>
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸)</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>